熊本県告示第694号

平成13年4月1日熊本県告示第279号の10(口頭による開示請求をすることができる個人情報)の一部を次のとおり改正する。

平成 15 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

表職員選考考査の項開示する内容の欄中「第1次考査及び第2次考査の総合得点及び順位(得点及び順位の判定が困難な場合は評価。ただし、第1次考査については不合格者に係るものに限る。)」を「第1次考査及び第2次考査の総合得点及び順位(得点及び順位の判定が困難な場合は評価)」に改め、同表熊本県育休等代替臨時職員採用試験の項開示する内容の欄中「教養試験及び人物試験の総合得点及び順位(ただし、教養試験不合格者については教養試験の得点及び順位)」を「第1次試験及び第2次試験の総合得点及び順位」に改める。

熊本県告示第695号

港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 34 条において準用する同法第 12 条第 5 項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり告示し、平成 15 年 7 月 1 日から供用を開始する。

平成 15 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 港湾名
 - 三角港
- 2 所在

宇土郡三角町大字波多字郷開 2864 番 56 及び 57 地先

3 概要

	t 安	
番号	種 類	数量及び能力(構造)
1	防波堤	延長 180.0 メートル
2	防波堤	延長 100.0 メートル
3	泊地	水深-3.0メートル
		面積 17,700 平方メートル
4	護岸	延長 51.7 メートル
5	護岸	延長 120.0 メートル
6	護岸	延長 35.0 メートル
7	護岸	延長 73.0 メートル
8	船揚場	延長 45.0 メートル
		幅員 15.0 メートル
9	浮桟橋	延長 97.3 メートル
10	浮桟橋	延長 73.0 メートル
11)	浮桟橋	延長 66.0 メートル
12	管理棟	1 棟
(13)	駐車場	面積 18,230 平方メートル
14)	道路	延長 41 メートル
		幅員 16.1 メートル
15	船舶保管施設	面積 6,445 平方メートル
16	上下架施設	1 基